

SAICM 国内実施計画の進捗状況について
業界団体・労働団体編

SAICM 国内実施計画の進捗状況について

業界団体・労働団体編

【目 次】

I	はじめに.....	1
II	業界団体の取組事例.....	2
	1. 日本化学工業協会.....	2
	2. 日本石鹼洗剤工業会.....	11
	3. 電機・電子4団体.....	17
	4. 日本自動車工業会.....	18
	5. アーティクルマネジメント推進協議会(JAMP).....	21
	6. 国内 VT62474(旧 グリーン調達調査共通化協議会).....	24
III	労働団体の取組事例.....	25
	7. 日本労働組合総連合会.....	25

I はじめに

平成 24 年 9 月に SAICM 国内実施計画が取りまとめられたが、その中で国内実施計画の実施状況については「2015 年に開催予定の ICCM4 に先立って、関係省庁連絡会議において実施状況を点検し、結果を公表する」と定められている。そこで、本報告書では、SAICM 国内実施計画に関わる主体として、業界団体・労働団体における各種取組の進捗状況を取りまとめたものである。

SAICM 国内実施計画では、計画策定の参加者として、市民、行政、学識経験者等に加え、労働者、事業者が規定されており、それらの主体による化学物質管理に関連する取組として様々な事例が紹介された。

それらを踏まえ、本報告書は、これまで業界団体や労働団体等が実施してきた多様な化学物質管理に関わる取組について、ヒアリング調査を実施し、得られた進捗状況に基づき作成されたものである。

点検の結果、業界団体、労働団体による取組は、SAICM 国内実施計画で掲載された取組やそれ以外の取組も含め、概ね進捗していることを確認した。一方で、SAICM 国内実施計画の改定を含め、今後、業界団体や労働団体に求められる取組内容や進め方については、本点検における指摘等を踏まえつつ ICCM4 以降に検討を行うこととする。

II 業界団体の取組事例

1. 日本化学工業協会

1.1 レスポンシブル・ケア活動

【取組の概要】

化学工業界では、化学物質を扱うそれぞれの企業が化学物質の開発から製造、物流、使用、最終消費を経て廃棄・リサイクルに至る全ての過程において、自主的に「環境・安全・健康」を確保し、活動の成果を公表し社会との対話・コミュニケーションを行う活動を展開している。この活動を『レスポンシブル・ケア (Responsible Care : RC)』と呼んでいる。

2006年(平成18年)に国際化学工業協会協議会(International Council of Chemical Associations : ICCA)はRC活動発展のための指針としてRC世界憲章を制定し、会員企業はこの方針に基づいてRC活動を世界的規模で展開している。2014年(平成26年)、制定後の活動重点施策の変化を反映させて、より簡潔かつ具体的な行動戦略としてRC世界憲章が改訂された。本改訂に伴い、日化協では改めて会員企業のCEO/社長に署名を依頼し、RC活動に対する認識を強化して世界各国でのRC活動の推進を図っていくこととしている。また、日化協のRC委員会は会員企業と共に、レスポンシブル・ケアの5つの実施項目の実現を目指して活動を推進しており、その成果を公表して「社会とのコミュニケーション」を進めている。



図-28 レスポンシブル・ケアの実施項目

RC世界憲章(2014改訂版要旨)

- ☆RC活動は、化学製品の安全管理、持続的発展への貢献に対する化学産業の統一したコミットである。
- ☆署名者はRC活動を強化し以下をコミットする。
 1. 企業トップとしてRC活動の強化に自らリーダーシップを発揮
 2. RC活動による健康・安全・環境の確保
 3. 科学的かつリスクに基づく化学製品の安全管理強化
 4. ビジネスパートナーへの積極的な働きかけ
 5. 情報公開等を通じたステークホルダーへの発信
 6. 社会への持続的な発展への貢献

【改訂の主なポイント】

- 1) 現行憲章は“倫理概念”を記述、改訂憲章では具体的な“行動戦略”を明記
- 2) 化学品管理の進展を反映
→科学的かつリスク評価に基づいた手法で化学製品の安全管理。具体的な手法としてGPS(p.104参照)を推進。また、GHSとLRI(p.109参照)についても化学製品の安全確保と情報伝達手段の一つとして位置づけ
- 3) 保安安全へのより一層の貢献とテロ・サイバー攻撃等に対するセキュリティ対策強化
- 4) WSSDの2020年目標に向け、化学産業の持続的発展への貢献を明記
- 5) 外部ステークホルダー(国際組織、国際/国内NGO他)に分かりやすい簡潔な記述

図-29 RC世界憲章の要旨と改訂の主なポイント

【取組の結果又は進捗状況】

レスポンシブル・ケア活動の取組の結果として、以下に PRTR 法指定物質の排出量の推移を示す。進捗状況の特徴は以下の通りである。

- ◇ 2013 年度の PRTR 法指定物質の排出量は 12,018 トンであり、2000 年度比で約 74% 削減している。
- ◇ 法改正で指定物質の数が増えたため、2010 年度の排出量が一時的に増えたが、それ以降も継続的に削減している。
- ◇ 排出量の内訳は、大気への排出 92.8%、水域への排出 7.2%、土壌への排出は、0.1% 未満であった。

PRTR 法指定物質の排出量

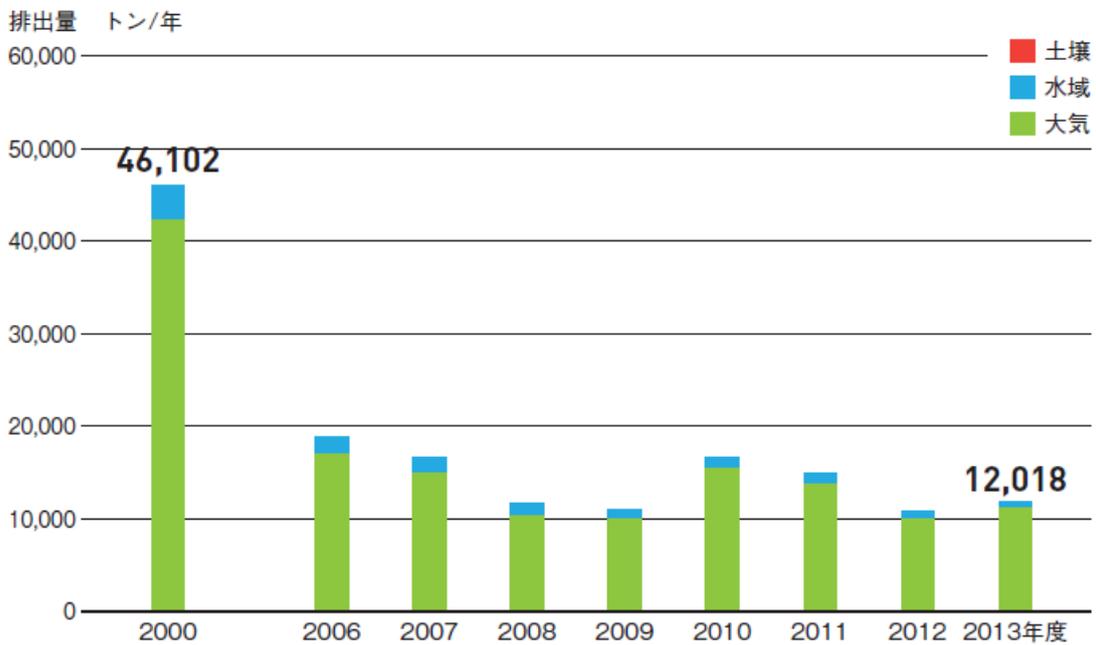


図-30 日化協会企業における PRTR 法指定物質の排出量推移

1.2 新たな化学物質管理の活動 (GPS/JIPS)

【取組の概要】

GPS (Global Product Strategy) とは、2006年(平成18年)の第1回国際化学物質管理会議 (ICCM1) での『化学物質管理に関する戦略的アプローチ (SAICM)』の採択を受けて、ICCA がコミットした国際的な化学品管理戦略である。GPS では各企業が自社の化学製品のリスク評価を自主的に行い、リスクベースでの適正な管理を実施すると共に、その安全性、リスクと管理方法に関する情報を社会一般に公開することを通じて、サプライチェーン全体での化学品のリスクを最小限にすることを目指している。JIPS は、GPS の日本版であり、「GPS/JIPS 安全性要約書」を ICCA のサイト「GPS ケミカルズポータル」にアップロードすることによって、顧客を含めた社会一般に情報公開している。

【取組の結果又は進捗状況】

- ◇ 日化協では GPS/JIPS 活動を推進するにあたり、「リスクアセスメントガイダンス」、パンフレット等を作成、発行している。
- ◇ 日化協では 2013年(平成25年)11月から2014年4月にかけて、GPS/JIPS 推進キャンペーンを展開し、これまでに日本企業の「安全性要約書」の公開実績は約360件(2014年6月時点)となっておりさらなる増加が見込まれている。
- ◇ 国内では、安全性要約書作成・公開の促進と支援体制の整備を実施。2011年(平成23年)会員企業に会長名で取組み促進依頼を出状し、安全性要約書作成セミナー(平成24/2012年度:3回)、団体会員向けの導入セミナー(2012年度:2回、2013年度:2回、2014年度:1回)、発展的な実践セミナー(2012年度:3回、2013年度:2回)をそれぞれ東京と、大阪、四日市、広島、福岡で実施。これらの一連の活動は、安全性要約書の ICCA ウェブサイトへのアップロード数の大幅な増加に寄与(図-31 参照)。
- ◇ ICCA の RCLG との連携のもと、GPS ワークショップをインドネシア、マレーシア、シンガポールおよび台湾で開催し、アセアン各国協会による GPS 普及活動を支援。
- ◇ GPS/JIPS 活動の相談に対応可能なコンサルタントのリストやリスク評価ツールの解説資料を公開(<http://www.nikkakyo.org/gps-jips/materials>)。
- ◇ 会員の安全性情報収集、リスク評価及び安全性要約書作成・公開を支援するユーザーフレンドリーな統合情報ポータル JCIA BIGDr を 2013年8月に公開・運用開始。

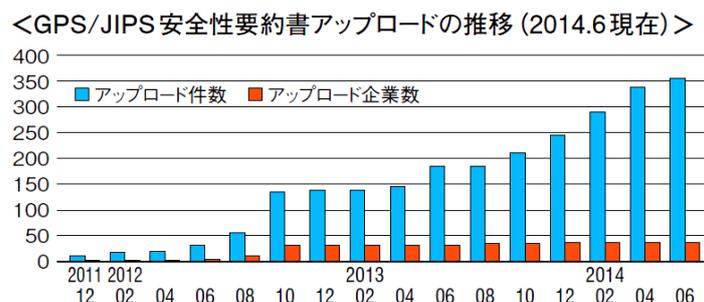


図-31 GPS/JIPS 安全性要約書のアップロード数の推移

1.3 JCIA BIGDr

【取組の概要】

日化協では、会員の GPS/JIPS 活動を支援するため、リスク評価を行うための各種情報の収集や安全性要約書の作成方法等 GPS/JIPS 活動をさらに強力に推進するための総合支援サイト“JCIA BIGDr”（ビッグドクター）を開発し、2013 年（平成 25 年）8 月にインシヤル版を会員向けに公開した。当サイトは次の 6 つの機能から成る。

- ① 官公庁等が公開している国内に点在する有害性情報データベースの一括検索機能
- ② 日本企業が作成した安全性要約書の検索支援機能
- ③ GPS/JIPS 安全性要約書の作成を支援するツール“GSS Maker”の提供
- ④ リスク評価から安全性要約書の作成・登録に至るまでをサポートする各種資料集の提供
- ⑤ 有害性評価やばく露評価等に関する国内外の有益な情報源をまとめた解説付きリンク集の提供
- ⑥ リスク評価や安全性要約書作成に際しての疑問や質問に回答してくれるヘルプ機能

今後、各種ドクター機能の拡充や、要望を反映させることによりシステムのバージョンアップを順次行い、2014 年度内には“JCIA BIGDr”の一般公開も視野に入れ検討を進めている。

【取組の結果又は進捗状況】

◇ JCIA BIGDr は 2013 年（平成 25 年）8 月から運用が開始されており、順次、バージョンアップが図られているほか、2015 年 1 月からは一般公開（一部の機能）もされている。JCIA BIGDr のトップ画面のイメージは以下の通り。JCIA BIGDr のトップページにある各ボタン（図-32 の枠囲み部分）と機能の関係については次ページの表-9 に示す。

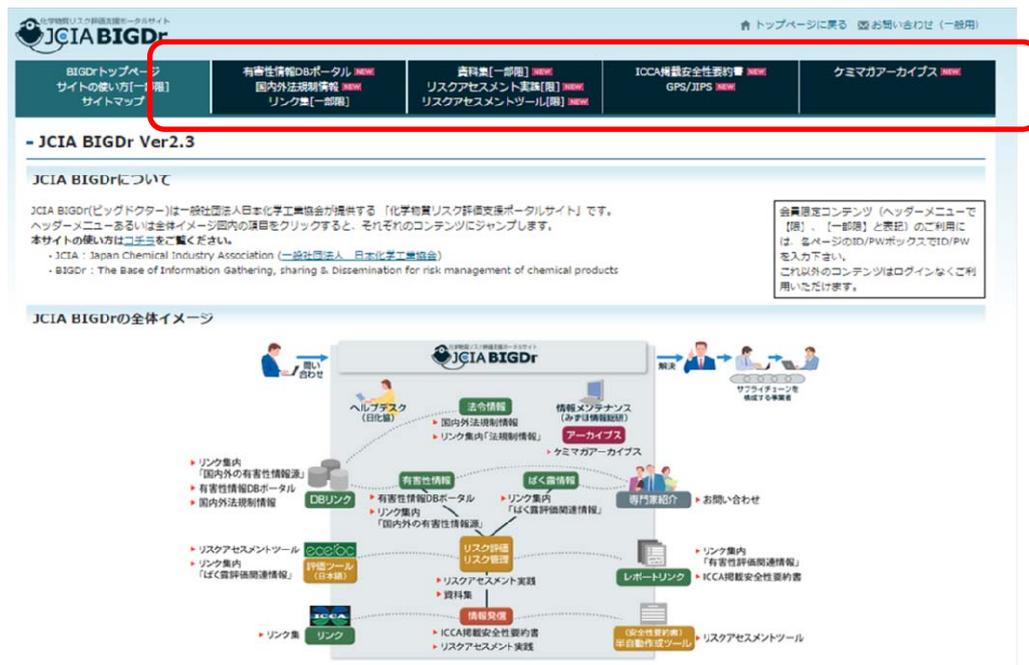


図-32 JCIA BIGDr のトップ画面のイメージ

表-9 JCIA BIGDr における機能メニューと機能の概要

機能メニュー	機能概要
① 有害性情報 DB ポータル	官公庁等が公開し、国内に点在する代表的な有害性情報データベースにリンクしており、物質の有害性情報を横串に一括検索することが可能。
② 国内外法規制情報	国内外法規制情報データベースにリンクしており、物質の法規制情報を横串に一括検索することが可能。
③ リンク集	有害性情報の情報源や、ばく露評価、リスク評価等に関する各種情報源へのリンクを掲載。
④ 資料集	リスク評価や安全性要約書の作成・登録等に関する日化協セミナー資料等を掲載。
⑤ リスクアセスメント実践	BIGDr の各種機能を活用した、リスク評価から GSS (GPS 安全性要約書) 作成までの流れをまとめたページ。
⑥ リスクアセスメントツール	<p>リスク評価を行うための ECETOC TRA ツールは初心者には扱いづらいため、日本語または英語で直感的に扱うことができるツール「GSSMaker」をダウンロードすることが可能。</p> <p>GSSMaker を使うことで、物理化学的性状や有害性情報を入力（デフォルト値が用意されている物質もあり）し、ばく露条件を設定すれば、自動的に TRA ツールを用いたリスク評価ができ、更にその後、安全性要約書の雛型を半自動生成することが可能。</p>
⑦ ICCA 掲載安全性要約書	国際化学工業協会協議会（ICCA）のホームページに掲載されている日本企業が作成した GPS 安全性要約書（GSS）へのリンク一覧を掲載。
⑧ ケミマガアーカイブス	化学物質管理に関する国内外の主要ホームページにおける新着情報や報道発表情報を網羅的に収集して配信しているメールマガジン「ケミマガ」（みずほ情報総研が発行）及び日本化学物質安全・情報センター（JETOC）が発行している最新情報を、過去の配信情報も含めて国・機関別、ジャンル別にリストに整理したもの。
⑨ ヘルプ	リスク評価や安全性要約書の作成・登録等に関するユーザーの質問や要望を受付。

1.4 SCRUM プロジェクト及びサプライチェーンでの化学物質管理活動

【取組の概要】

SCRUM プロジェクト (Project of Supply chain Chemical Risk management and Useful Mechanism discussion) は、“製品中の化学物質管理”の観点から、リスク情報の業界横断的な共有化を図るべく、アーティクルマネジメント推進協議会 (JAMP) と協働で立ち上げたプロジェクトである。

本プロジェクトの目的は、サプライチェーン全体での化学物質のリスクベースの管理が適切かつ効率的に行われるための必要な共通評価手法と情報伝達の仕組みを構築し、化学物質によるリスクの低減と最小化を目指すことであり、製造から使用・廃棄までのサプライチェーン全体を通じた化学物質に関するリスク情報共有化の仕組み作りとその普及に向けた活動を進めている。

<サプライチェーンでのリスク管理のあり方 (情報伝達)>



図-33 サプライチェーンでのリスク管理のあり方 (情報伝達)

また、経済産業省では、リスク評価・管理の基本となる製品中の化学物質含有情報をいかに伝達するかという観点で、2013年(平成25年)5月に「化学物質規制と我が国企業のアジア展開に関する研究会」を立ち上げ、サプライチェーンにおける製品含有化学物質に関する情報伝達スキームのあり方に関して種々の検討が行われており、日化協もその一員として参画している。

【取組の結果又は進捗状況】

本プロジェクトにおける現在までの取組の進捗・経緯は以下のとおりである。

- ① JIPS の勉強会（日化協より指導）開催、その後 企画戦略 WG 結成
- ② サプライチェーン各段階におけるリスク評価・管理実施にむけての実態調査とあるべき姿の具体化
- ③ 実現のための具体的仕組みの検討
- ④ 実施計画作成、実行
 - ・ 指針の作成（サプライチェーンを通しての化学物質リスク評価事例を添付）
 - ・ 教育・啓発活動（指針＋リスク管理方法）
 - ・ SCRUM-IT ツールの仕様検討（インフラ整備要件）

1.5 Long-range Research Initiative

【取組の概要】

Long-range Research Initiative (LRI) とは、ICCA の自主活動の一つで、日米欧の化学産業界（日本化学工業協会、米国化学協議会、欧州化学工業連盟）の協力下で進めている長期的な取り組みである。LRI の主な目的は以下の3点；

- ・ 化学物質と健康・環境に関する科学知識を広げること。
- ・ 試験法やスクリーニング手法の開発により、化学物質・製品の安全管理能力の向上を推進すること。
- ・ 科学的根拠に基づく公共政策の決定を支援すること。

1999 年（平成 11 年）に環境ホルモン問題（当時）が契機となり、ICCA がグローバルな自主活動としてスタートしたのが始まりで、日本では、2000 年以降、日化協が推進している。10 年以上経過し、化学業界を取り巻く環境も大きく変化したことを受けて、会員各社のニーズを反映させた研究方針・テーマ策定のための具体的検討と運営組織の見直しを進めた結果、2012 年より新 LRI として再出発した。2012 年 11 月（第 1 期）は、5 つの研究分野で計 14 課題の委託研究を開始し、2014 年 3 月現在（第 2 期）では、計 20 課題が採択されている。

【取組の結果又は進捗状況】

●指定課題

分野	第 1 期 (2012.11~2013.10)	継続課題	新規採択課題	第 2 期 (2013.11~2015.2)
1. 新規リスク評価手法の開発と評価	3	3	1 ^{*1}	4
2. ナノマテリアルを含む、新規化学物質の安全性評価	1	1	1 ^{*2}	2
3. 小児、高齢者、遺伝子疾患などにおける化学物質の影響に関する研究			1 ^{*1}	1
4. 生態・環境への影響評価	1	1		1
5. その他、緊急対応が必要とされる課題				
計	5	5	3	8

●公募課題

分野	第 1 期 (2012.11~2013.10)	継続課題	第 2 期応募状況 採択数/応募数	第 2 期 (2013.11~2015.2)
1. 新規リスク評価手法の開発と評価	6	4	3/22	7
2. ナノマテリアルを含む、新規化学物質の安全性評価			0/7	0
3. 小児、高齢者、遺伝子疾患などにおける化学物質の影響に関する研究	1	1	1/5	2
4. 生態・環境への影響評価	2	2	0/1	2
5. その他、緊急対応が必要とされる課題			1/4	1
計	9	7	5/39	12

図-34 LRI における委託研究の採択状況

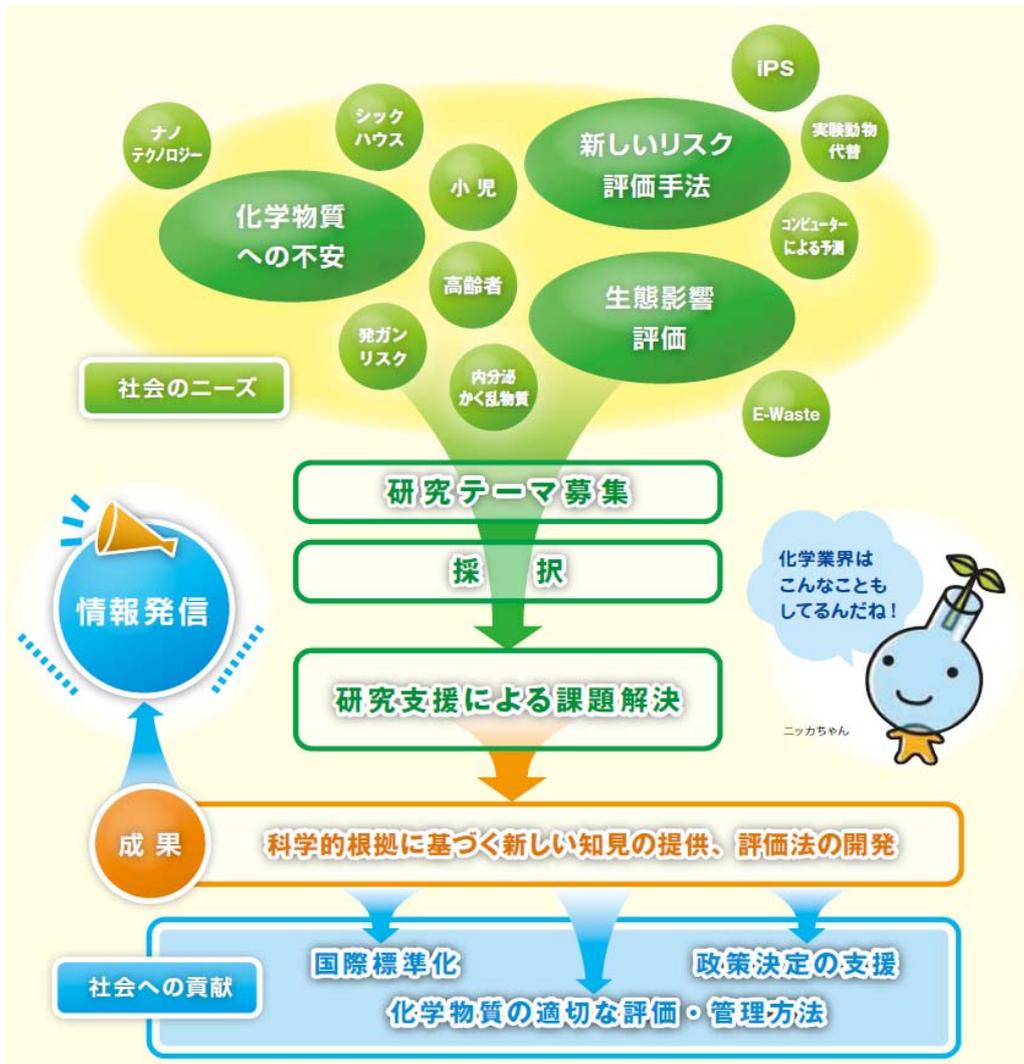


図-35 Long-range Research Initiative (LRI) の取組概要

2. 日本石鹼洗剤工業会

2.1 自主的な環境モニタリング

【取組の概要】

日本石鹼洗剤工業会では代表的な4種の界面活性剤(LAS、AE、AO、DADMAC)*1及びエステル4級塩について環境モニタリングを実施している。

【取組の結果又は進捗状況】

洗剤成分の曝露評価の課題に対して、1998年から継続的な取り組みを続けている。関東および関西の4河川*2で、年4回の濃度測定による環境モニタリングを実施しており、1998年度から2012年度までの過去15年間の測定結果に基づき、人健康及び生態リスクについての考察を行い、環境への影響に問題のないレベルであることを確認している(②で後述)。

また、主に柔軟仕上げ剤に配合されているエステル4級塩(カチオン界面活性剤)の微量分析法を開発し、2014年3月に公表したエステル4級塩のリスク評価結果(②で後述)において、本分析手法も活用している。

*1 LAS：直鎖アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム
AE：ポリオキシエチレンアルキルエーテル
AO：アルキルジメチルアミンオキシド
DADMAC：ジアルキルジメチルアンモニウムクロリド

*2 多摩川、荒川、江戸川、淀川の4河川7ヶ所。
家庭排水が流入する可能性が比較的大きいと考えられる代表的な都市周辺河川である。

2.2 リスク評価

【取組の概要】

日本石鹼洗剤工業会は、河川水中の界面活性剤の濃度測定データからリスク評価を行なって、ヒトの健康や生態系への影響について問題がないことを確認している。

【取組の結果又は進捗状況】

日本石鹼洗剤工業会では洗剤に関連する物質についてリスク評価を行い、その結果をホームページ上で公表している。最近の一例を図-36等に示す。公表の際は、工業会のホームページに留まらず、学会発表やLASに関する詳細な生態系リスク結果のように学術雑誌への論文発表も行なっている。

・蛍光増白剤のヒト健康影響と環境影響に関するリスク評価の結果について(2007年10月)

- ・アミノキシドのヒト健康影響と環境影響に関するリスク評価の結果について（2010年5月）
- ・ポリオキシエチレンアルキルエーテル硫酸塩（AES）のヒト健康影響と環境影響に関するリスク評価の結果について（2011年12月）
- ・エステル4級塩のヒト健康影響と環境影響に関するリスク評価の結果について（2014年3月）
- ・直鎖アルキルベンゼンスルホン酸塩(LAS)の水圏生態リスク評価
水環境学会誌、Vol. 33, No. 1 p.1-10, 2010
https://www.jstage.jst.go.jp/article/jswe/33/1/33_1_1/_article/-char/ja/



図一36 日本石鹼洗剤工業会の作成したリスク評価結果の冊子

2.3 GPS Chemicals Portal でのリスク評価の公開

【取組の概要】

化学業界では、国際化学工業協会協議会（ICCA）が中心となり、レスポンシブル・ケア（RC）活動とグローバルプロダクト戦略（GPS）を積極的に推進している。GPS とは、各企業が自社の化学製品を対象にリスク評価を行い、リスクベースでの適正な管理を実施すると共に、その安全性、リスクと管理方法に関する情報を社会一般に公開することを通じて、サプライチェーン全体で化学品のリスクを最小限にしようという自主的取組みである。

日本化学工業協会では GPS の日本版である JIPS（Japan Initiative of Product Stewardship）を推進しており、リスク評価結果を「GPS/JIPS 安全性要約書」のかたちでまとめ、ICCA のサイト「GPS Chemicals Portal」にアップロードすることによって、社会一般に情報公開している。

日本石鹼洗剤工業会においては、リスク評価結果を CAS.NO.ベースで 11 件、社会一般に公開している。

【取組の結果又は進捗状況】

日本石鹼洗剤工業会では以下の表に示す物質のリスク評価書を、GPS Chemicals Portal にアップロードしている。

表－10 日本石鹼洗剤工業会が GPS Chemicals Portal にアップロードした物質

	CAS No.	物質名
蛍光増白剤	16090-02-1	Benzenesulfonic acid, 2,2'-(1,2-ethenediyl)bis[5-[[4-(4-morpholinyl)-6-(phenylamino)-1,3,5-triazin-2-yl]aminol]-disodium salt
	27344-41-8	Benzenesulfonic acid, 2,2'-([1,1'-biphenyl]-4,4'-diyl)di-2,1-ethenediyl)bis-, disodium salt
アミノオキシド	2605-79-0	1-Decanamine, N,N-dimethyl-, N-oxide
	1643-20-5	1-Dodecanamine, N,N-dimethyl-, N-oxide
	3332-27-2	1-Tetradecanamine, N,N-dimethyl-, N-oxide
	7128-91-8	1-Hexadecanamine, N,N-dimethyl-, N-oxide
	70592-80-2	Amines, C10-16-alkyldimethyl-, N-oxides
	61788-90-7	Amines, coco alkyldimethyl-, N-oxides
ポリオキシエチレンアルキルエーテル硫酸塩	3088-31-1	Ethanol, 2-[2-(dodecyloxy)ethoxy]-, hydrogen sulfate, sodium salt
	91648-56-5	Ethanol, 2-(2-ethoxyethoxy)-, 2"-[(C12-15-branched and linear alkyl)oxy] derivs., hydrogen sulfates, sodium salts

2.4 国際的な情報発信

【取組の概要】

日本石鹼洗剤工業会の国際的な取組として、前述の「③GPS/JIPS 安全性要約書の作成・公開」の他、学術分野での情報発信・情報交換も挙げられる。2012年のSETAC Asia/Pacific学会（国際環境化学および環境毒性学会 アジア太平洋大会）にてセッションを企画し、専門家による意見交換を行なった。

【取組の結果又は進捗状況】

SETAC Asia/Pacific学会では、米国石鹼洗剤工業会（ACI）と、洗剤主成分の界面活性剤をテーマにセッション「界面活性剤の環境安全性調査研究の現状」を共催した。日本石鹼洗剤工業会からの発表の他、出席した各国の講演者から最新の研究事例やデータの報告があり、活発な議論が交わされた。



図-37 ACIと共催した合同セッションの様子

2.5 国際標準の導入・自主基準の策定活動

【取組の概要】

日本石鹼洗剤工業会ではこれまで、石鹼・洗剤等の家庭用消費者製品へのGHSの自主的試行に向けて、技術ガイダンスの作成と業界への周知活動に取り組んできた。また日本石鹼洗剤工業組合、日本食品洗浄剤衛生協会と合同で、台所用洗浄剤の一部を対象として「飲食器用洗浄剤の自主基準」を制定し、表示を試行している。

【取組の結果又は進捗状況】

2011年から、関連の業界団体とともに、次のカテゴリーの製品を対象として、人の健康有害性に関するGHS表示を製品ラベルに順次導入することとした。さらに、水生環境有害性、可燃性などの物理化学的危険性に関するGHS表示の導入については検討している。

- 台所用洗剤（食器洗い乾燥機用洗剤を除く）
- 塩素系漂白剤
- 塩素系洗浄剤・酸性洗浄剤（「まぜるな危険」表示のあるもの）

一般消費者向けにGHSに関する分かりやすいリーフレットも別途作成し啓蒙活動に取り組んでいる。



図-38 一般消費者向けリーフレット

飲食器用洗浄剤の自主基準に関しては2012年4月1日以降に製造された製品への適用を開始。

対象となる飲食器用洗浄剤とは、台所用洗浄剤のうち、用途に野菜や果物の洗浄を含まず、もっぱら飲食器の洗浄に用いられる製品であり、いわゆる食洗機専用洗浄剤もこれに含まれる。台所用洗浄剤のうち、用途に野菜や果物の洗浄を含むものについては、食品衛生法で成分規格および使用基準が定められているが、飲食器用洗浄剤に関しては、すすぎの基準など一部の使用基準しかなかった。今までは各企業において製品の安全性を担保する努力がなされてきたが、今後は業界としても統一された成分規格を設けることで、飲食器用に適した洗浄剤製品を製造し提供することを目指している。

2.6 洗剤等の成分情報開示

【取組の概要】

国内で販売される家庭用の洗剤類は、一定割合以上配合された成分を包装容器に表示することが法律で定められている。しかし、近年、更に詳しい情報を求める消費者の要望があることや、海外でも家庭用品の自主的な成分情報開示が進められていることから、日本

石鹼洗剤工業会では、洗剤等の成分情報開示について自主基準を制定し、2011年11月から実施している。

【取組の結果又は進捗状況】

日本石鹼洗剤工業会が作成した自主基準の概要は以下の通り。

○ 適用製品の範囲

日本石鹼洗剤工業会作成の「家庭用製品一覧表」（日本石鹼洗剤工業会ホームページに掲載）中の以下のものを対象としている。

- ・ 洗たく用洗剤
- ・ 台所用洗剤
- ・ 住宅・家具用、その他用洗剤
- ・ 漂白剤
- ・ 柔軟仕上げ剤
- ・ 洗たく用仕上げ剤
- ・ 酸・アルカリ洗浄剤
- ・ クレンザー

※ただし、業務用途に供される製品を除く。

○ 開示の方法

製造者は、命名法に従って、次に示す媒体・方法のうち一つあるいは複数の方法を選択して、開示することができる。以下の図に Web サイトの例を示す。

- ・ 製品容器
- ・ 製造者の Web サイト、あるいは複数の製造者が共同で立ち上げる Web サイト
- ・ 製造者の問い合わせ用電話での回答
- ・ その他 電子媒体あるいは非電子媒体

用途・液性・成分・使用量・使用上の注意など	
品名	洗濯用合成洗剤
用途	綿・麻・合成繊維用
液性	弱アルカリ性
成分	界面活性剤（22%、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム、ポリオキシエチレンアルキルエーテル）、アルカリ剤（炭酸塩）、柔軟剤（アルミノけい酸塩）、工程剤（硫酸塩）、分散剤、蛍光増白剤、酵素
	> 成分情報

成分名称	機能名称
炭酸塩	アルカリ剤
アルミノけい酸塩	柔軟剤
硫酸塩	工程剤
直鎖アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム	界面活性剤
ポリオキシエチレンアルキルエーテル	界面活性剤
ポリアクリル酸ナトリウム	分散剤
塩化ナトリウム	工程剤
ペントナイト	工程剤
けい酸塩	アルカリ剤
水	工程剤
アルキル硫酸エステルナトリウム	界面活性剤
純石けん分（脂肪酸ナトリウム）	界面活性剤
ポリエチレングリコール	分散剤
亜硫酸ナトリウム	安定化剤
香料	香料
蛍光増白剤	蛍光増白剤
酵素	酵素
着色剤	着色剤

図-39 製造者の Web サイトでの成分情報開示の例

ヒアリング実施日：2014年10月23日

3. 電機・電子4団体

3.1 事業所化学物質管理キーパーソンの育成の推進

【取組の概要】

電機・電子4団体では、化学物質に対する複雑かつグローバルな規制の下で化学物質を使用するためには、事業リスク管理上必要な管理水準の維持・向上と、それを担う人材の確保が急務との認識の下、化学物質に関わる事業所リスクを管理できる人材「事業所化学物質管理キーパーソン」の育成を推進している。

【取組の結果又は進捗状況】

これまで電機・電子業界のニーズに合った管理体制と人材育成のあり方を検討し、育成プログラムについて3年をかけてとりまとめ、2013年に発行した。そして、企業活動におけるより一層の環境リスク低減のため、それぞれの職種において必要とされる環境スキルを整理・策定した育成プログラムの共有を図り、化学物質管理者の人材育成を推進している。

3.2 事業所リスク分析及び各国化学物質関連法規制の調査・分析

【取組の概要】

電機・電子4団体では、グローバルな化学物質規制の強化に伴い、会員の生産拠点が置かれている各国の化学物質関連法規制の調査・分析を進めている。また、2014年度は、それらの成果を踏まえ本邦側での遵法管理ツール開発に取り組んでいる。

【取組の結果又は進捗状況】

会員企業の事業リスク管理に寄与するための遵法管理ツールとして、国内事業所において化学物質に関連する法的要求事項への対応に伴うリスクならびに事件事例の収集・分析を行い、経験的判断のみに頼らないリスク管理レベルチェックリストの開発を進めているところである。

ヒアリング実施日：2014年11月17日

4. 日本自動車工業会

4.1 サプライチェーン環境情報伝達システム（IMDS）の利用

【取組の概要】

日本自動車工業会に加盟する自動車メーカーは、全世界の自動車業界で運用しているIMDS（International Material Data System）を利用し、自動車に含まれる化学物質を定量的に把握し管理している。

【取組の結果又は進捗状況】

IMDSはELV指令対応を念頭に開発したサプライチェーン環境情報伝達システムである。概要は下記の通り。

○運営

日米欧の会員自動車メーカーで資金拠出と運営（システム運営はHP社に委託）。

○システムの特徴（図-40、41 参照）

- ・統一フォーマットを基に伝言ゲームのように情報を伝達する仕組み
- ・大量点数の自動車構成部品の含有物質データを管理
- ・提供された仕入先データをそのまま自社データに組み込み供給先に提出可能
- ・登録標準材料データや公的規格(ISO、JIS、DIN等)を参照可能
- ・「品番(等の送信先固有情報)」と「部品構成情報」とに情報が構成されており、前者のみを追加することで、同じデータを複数の送信先に送信可能
- ・機密情報を守る堅牢なセキュリティ

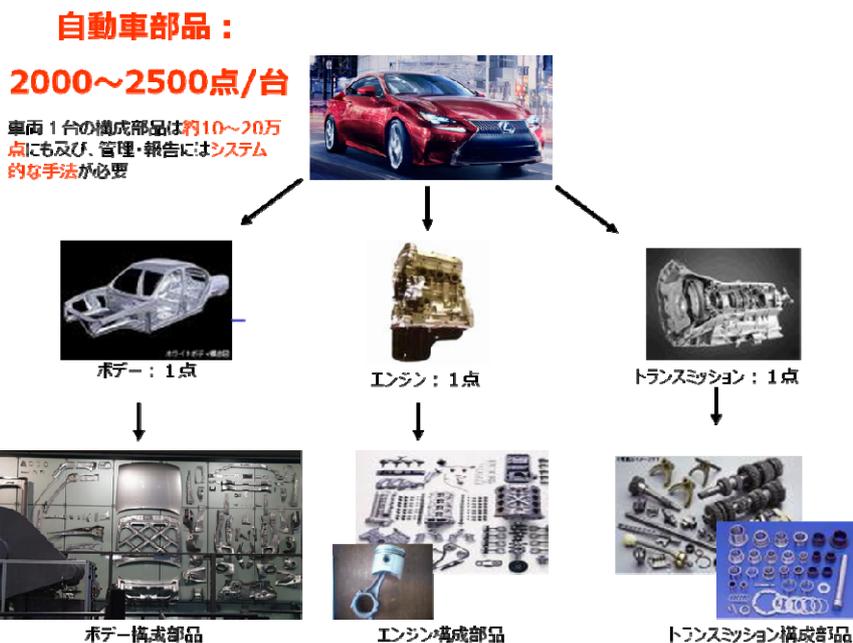


図-40 大量の部品で構成される自動車

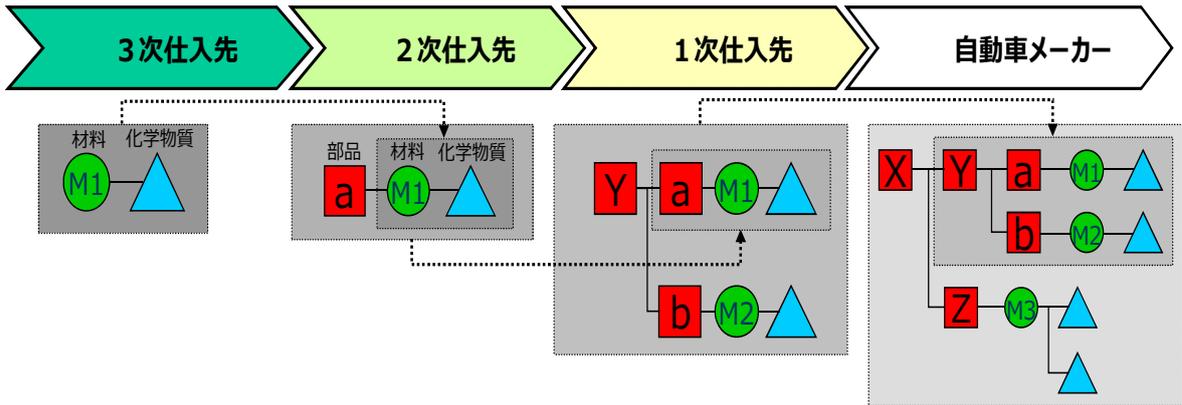


図-41 IMDS における情報伝達のイメージ

○使用実績(2013/9 末時点) (図-42 参照)

- ・登録仕入先：121,360 社
- ・登録ユーザ数：313,265 名
- ・総データ数：47,232,838 シート (日本メーカーが約 1/3 使用)

IMDS actual performance

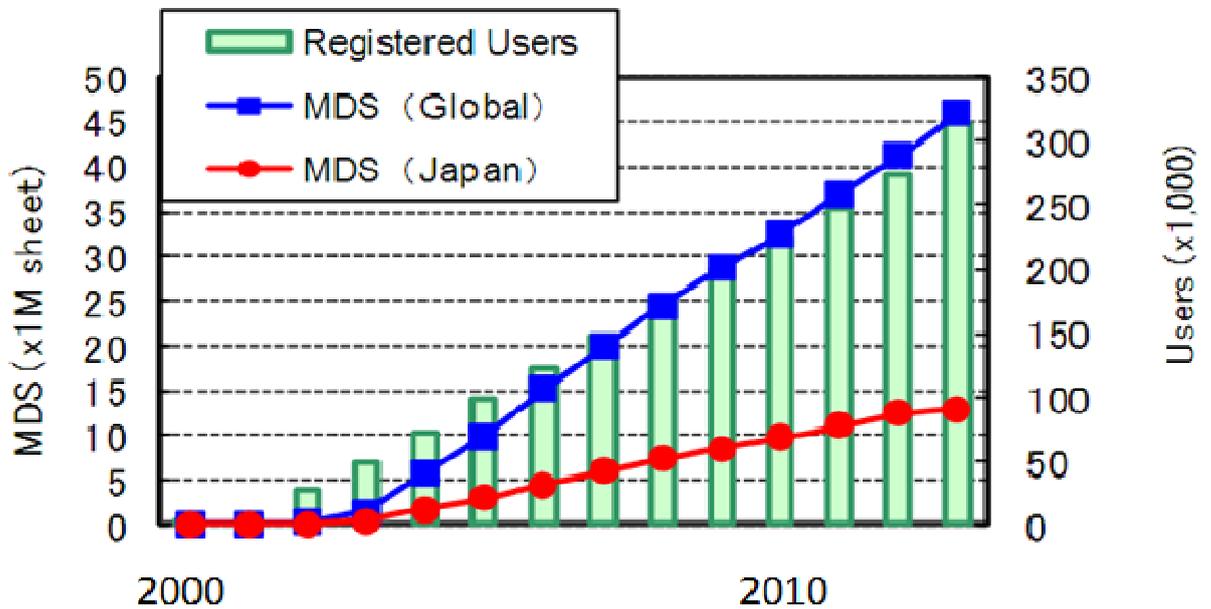


図-42 IMDS のユーザ数、並びにシート数の推移

○化学物質リストの整合化（GADSL：Global Automotive Declarable Substance List）

欧米の自動車、自動車部品、化学メーカーで構成する GASG（Global Automotive Stakeholder Group）で、自動車業界共通の化学物質リストを策定・更新（2005 発行、2014 年第 10 版）。各国の法規対象物質をリスト化（132 物質群、2727 化合物）。同時に自動車メーカー各社の社内規格の整合化も推進。

4.2 REACH 規則への対応方針の策定

【取組の概要】

世界の自動車業界団体にて統一したガイドラインを発行し REACH 規則への対応方針を示し仕入先を含めた対応をお願いしている。

		ACEA 欧州自動車工業会
		KAMA 韓国自動車工業会
		JAMA 日本自動車工業会
		CLEPA 欧州自動車部品工業会
		VDA ドイツ自動車工業会
		BIL スウェーデン自動車工業会
		AIAG 米国自動車工業会
		CCFA フランス自動車工業会
		SMMT 英国自動車工業会

図-43 世界の自動車業界にて統一したガイドライン

ヒアリング実施日：2014年10月22日

5. アーティクルマネジメント推進協議会 (JAMP)

5.1 製品含有化学物質の情報伝達の実施

【取組の概要】

アーティクルマネジメント推進協議会 (JAMP : Joint Article Management Promotion-consortium) は、アーティクル (部品や成形品等の別称) が含有する化学物質等の情報を適切に管理し、サプライチェーンの中で円滑に開示・伝達するための具体的な仕組みを作り普及させることが、産業競争力の向上には不可欠であるとの認識に立ち、この理念に賛同する 17 の企業が発起人となって 2006 年 9 月に業界横断的な製品管理の取り組みを推進するボランティアな活動推進主体として発足した。

欧州 REACH 規則等の製品含有化学物質に係る法的要求事項を遵守する組織を情報提供プログラムによって支援することを目的とし、製品に含有する化学物質の伝達すべき情報を記述するデータシートフォーマット (JAMP MSDSplus、AIS)、データシート交換のための IT システム並びにマネジメントガイドライン及びその業種別ガイダンスを提供すると共に、人材育成のための教育、トレーニングの機会を提供している。国内のみならず、タイ、マレーシア、韓国、台湾、中国等アジアの主要団体とも連携し、共通の仕組み利用のためのセミナーや人材育成の充実・強化を推進している。

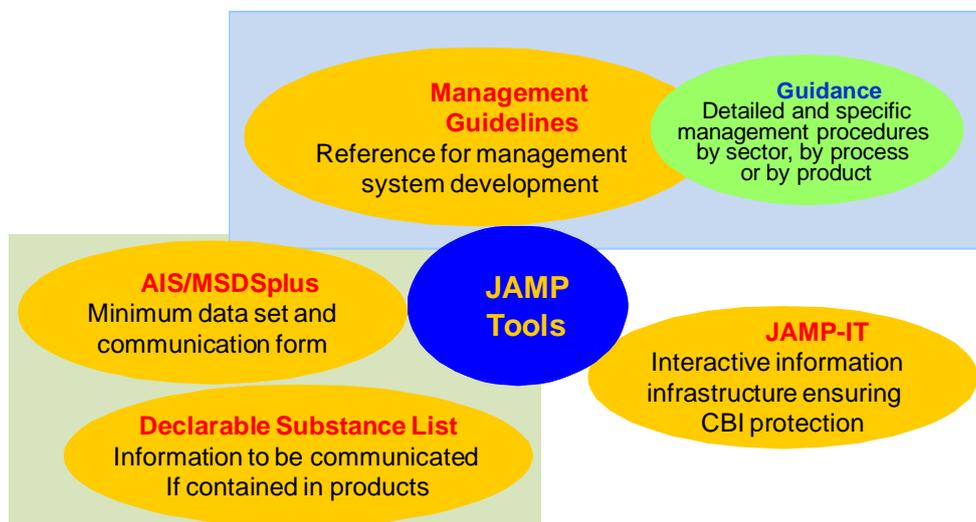
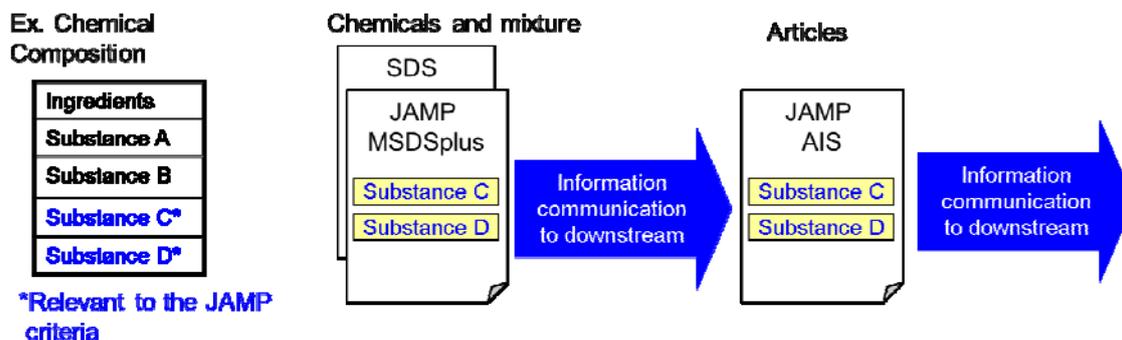


図-44 JAMP framework and key concepts of tools

JAMP では、川上から川下までサプライチェーンを通じた共通の情報伝達のために、伝達する情報を次のように定義している。すなわち、一定の管理対象物質リストに含まれる物質に限定し、その物質名（CAS 番号で同定）、含有量、含有場所のみを伝えることとし、物質の法規制等該当情報は入力支援ツールで CAS 番号を入力すれば自動的に判定、表示される仕組みとしている（図－45 参照）。



図－451 Information to be communicated and data sheet formats

製品を構成する全含有化学物質のうち、JAMP 管理対象物質リストに該当する化学物質の情報のみを伝達する。本図は、化学物質 C、D が管理対象物質リストに該当する場合を示している。

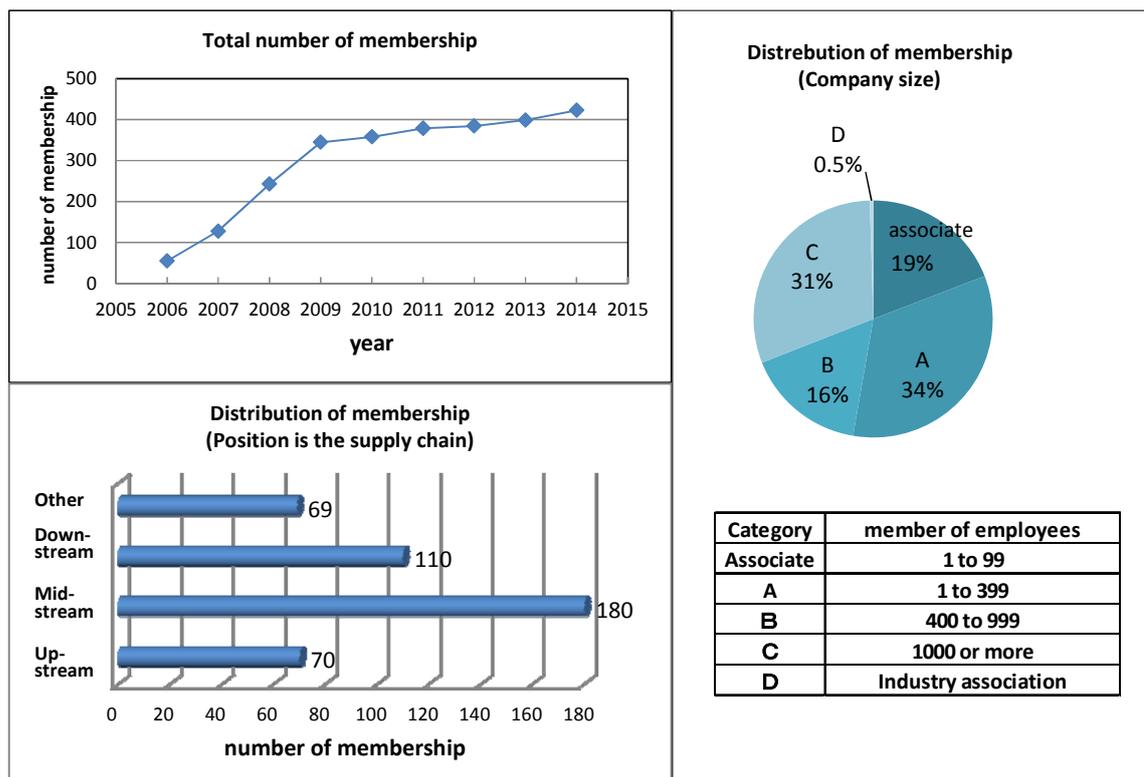
管理対象物質リストは、REACH の SVHC（認可対象候補物質）の更新に合わせ、年 2 回の見直しを行っている。リストの内容は、図－46 に示すとおりで、REACH の将来の SVHC を網羅できるよう、法規制並びに業界標準を選定し、それぞれの内容をそのまま採用している。

Restricted / prohibited substances in Japan	REACH compliance (Mother list of SVHC candidates)	
JP01 CSCL	EU03 CLP Annex VI	OT01 ESIS PBT [Fulfilled]
JP02 ISHL	EU04 REACH Annex XVII	
JP03 PDSCL	EU05 REACH SVHC	
Restricted substances for specific products	International convention	Industry's declarable substances
EU01 RoHS	EU06 POPs Annex I	IA01 GADSL
EU02 ELV		IA02 IEC62474

図－46 Regulations and industry criteria

【取組の結果又は進捗状況】

- 無償提供しているデータ入力支援ツール（JAMP MSDSplus/JAMP AIS ver4.1b）は国内外より 33,000 を超えるユーザーからダウンロードされている。
- JAMP の会員数は、2015 年 7 月現在、6 ヶ国・地域より 429 社であり、商流での会員分布は、川上 70 社、川中 180 社、川下 110 社、その他（商社等）69 社である。また、半数は、中小企業が占めている。（図－48 参照）
- 定期的な管理対象物質リストの改訂、JAMP AIS/MSDSplus 入力支援ツールの改訂、製品含有化学物質の管理と情報伝達・開示に関するガイダンスの拡充を継続している。
- 導入講座、基礎講座、実務者講座の開催に加え、総会や展示会におけるシンポジウム、製品含有化学物質管理シンポジウムの開催など人材育成を継続している。
- 国際的には、METI の支援を受け、タイ、マレーシア、インドネシアにおける JAMP 実務者教育及び指導者教育を行ったほか、IEC や APEC 及び業界団体による国際会合への出席、中国での講座開催による普及を推進している。



図－48 Progress of number of JAMP membership

6. 国内 VT62474 (旧 グリーン調達調査共通化協議会)

6.1 製品含有化学物質の情報伝達の取組 [国内 VT62474]

【取組の概要】

国内 VT62474 は、IEC TC111（電気・電子機器、システムの環境規格）の国内委員会に設置されている分科会の一つ。この分科会には、2014年5月時点で31社が参加しており、主な活動内容としては、IEC62474¹のデータベースに含む化学物質リストなどの改訂を行う国際チーム（VT62474）の活動に対応する国内審議組織として、意見集約と情報発信などを行っている。国内 VT62474 と旧グリーン調達調査共通化協議会（旧 JGPSSI）との関係を以下に示す。

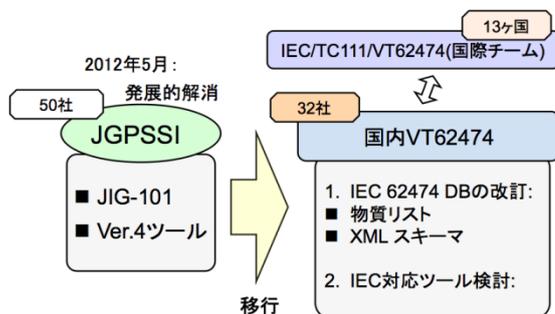


図-49 国内 VT62474 と JGPSSI との関係

【取組の結果又は進捗状況】

国内 VT62474 では、IEC62474 に準拠した XML 対応の調査回答ツールに関する検討も当初は行っていたが、今後は平成 25 年度に経産省の研究会でとりまとめられた、新たな情報伝達スキームの活動に一本化される予定となっている。

国内 VT62474 の活動のロードマップを以下の図に示す。

活動項目	2013年			2014年	
	上期	下期		上期	下期
IEC物質リスト改訂 (国際VT62474の活動)	D3.00	D4.00 D5.00		D6.00	D7.00(予定)
旧JGPSSIのツール	Ver.4.20	Ver.4.31公開(従来のJGPファイル形式を継承) <旧JGPSSIのVer.4.20ツールのVer.アップ種(物質追加等のみ)>			
IEC62474のガイダンス (解説書)作成/ XMLスキーマ改善 (TC111/WG1の活動)	ガイダンス作成/スキーマ改善				ガイダンス文書 (TR 62474-1) 発行<見込み>
METI 研究会/WG活動 (化学物質情報共有の スキーム検討)	発足	WG検討	取りまとめ		
IEC62474対応ツールの 検討 (国内VT62474の活動)	IEC対応ツールの仕様検討/開発は、IEC62474のガイダンス及び国内の検討動向を十分に見極めた上で進める必要があると考えられたため、検討を保留としたが、今後はMETIの研究会で取りまとめられた、新たな情報伝達スキームの活動の一環として進められる。				

図-50 国内 VT62474 における活動のロードマップ

¹ IEC62474 は電気電子業界の製品に含有する化学物質や構成材料に関するサプライチェーンにおける情報伝達に関する国際規格。IEC62474 はサプライチェーンの各社間で流通するマテリアルデklarレーション（構成材料/含有物質の情報伝達）に求められる各種の要件（基本要件とオプション）を規定すると共に、対象とする化学物質の選定基準やデータ交換の方法についても規定している。

Ⅲ 労働団体の取組事例

7. 日本労働組合総連合会

7.1 シックハウス症候群のメカニズム解明への取組

【取組の概要】

日本労働組合総連合会の化学エネルギー構成組織である JEC 連合(日本化学エネルギー産業労働組合連合会)が、NPO 法人「健康・省エネ住宅を推進する国民会議」の母体構成メンバーの一団体として、医療従事者等と協力しシックハウス症候群のメカニズム解明に向けた取組を実施してきた。近年では断熱効果が持つ健康への貢献について専門家による疫学調査等も行い住宅機能の重要性を啓発している。またシンポジウムを開き業界団体、官公庁へ向けて得られた情報等を発信している。

【取組の結果又は進捗状況】

JEC 連合は、シックハウス症候群に関する情報・意見交換会として「健康・省エネ住宅を推進する国民会議」が主体となって開かれている「健康・省エネシンポジウム」に、主要団体として関与しており、業界団体・官公庁との意見交換を積極的に図っている(尚、シンポジウムで扱うテーマには省エネも含まれており、近年は省エネ関連のテーマが多い)。

前身となる組織まで含めると、2000 年から現在までシックハウス症候群関連の情報や、それらの温度影響の派生分野である住宅関連材料、窓のサッシ等に関する研究報告会を毎年定期的にシンポジウムとして開催している。下記に直近の開催実績を掲載する。

表-11 直近の健康・省エネシンポジウムの開催実績

2014年10月18日	群馬シンポジウム	2014年11月24日	福島シンポジウム
2014年10月19日	大阪シンポジウム	2014年11月29日	愛媛シンポジウム
2014年10月24日	北海道シンポジウム	2014年12月4日	静岡シンポジウム
2014年10月25日	福井シンポジウム	2014年12月6日	宮城シンポジウム
2014年10月29日	福岡シンポジウム	2014年12月10日	徳島シンポジウム
2014年11月1日	山口シンポジウム	2014年12月12日	三重シンポジウム
2014年11月2日	香川シンポジウム	2014年12月14日	岐阜シンポジウム
2014年11月3日	熊本シンポジウム	2014年12月17日	東京シンポジウム
2014年11月5日	栃木シンポジウム	2014年12月27日	富山シンポジウム
2014年11月8日	石川シンポジウム	2015年1月14日	奈良シンポジウム
2014年11月9日	関西学研シンポジウム	2015年1月29日	長野シンポジウム
2014年11月12日	千葉シンポジウム	2015年1月31日	愛知シンポジウム
2014年11月15日	茨城シンポジウム	2015年2月1日	佐賀シンポジウム
2014年11月16日	新潟シンポジウム	2015年2月7日	兵庫シンポジウム
2014年11月19日	埼玉シンポジウム	2015年2月14日	長崎シンポジウム

7.2 臨海コンビナートの地震・津波対策に関する取組

【取組の概要】

日本労働組合総連合会は、国土交通省と経済産業省の共同で設置された「コンビナート港湾における地震・津波対策検討会議」に JEC 連合として委員を送り意見を表明している。

【取組の結果又は進捗状況】

2012年6月26日に開催された「第2回コンビナートにおける地震・津波対策検討会議」において、JEC 連合としては、臨海コンビナートの地震・津波に関する対策・意見を下記に示す通り6つにまとめて提言した。さらに、緊急対応や救援活動の強力な拠点が東京等の大都市圏、それも湾岸等に整備されることがコンビナート災害を極力小さなダメージに限定するための切り札と考えており、とくに航空、水上両面での活動を各段にレベルアップすることが大都市圏での初期防災にとっては不可欠であると主張している。

表-12 臨海コンビナートの地震・津波対策に関する6つの提言

1：臨海コンビナートで働く労働者の安全を地震・津波等の災害から守る、これを原点に関連する対策を関係各位に求めていきたい。護岸や地盤以外にも例えば、緊急事態の際に避難の道路や橋梁等の確保も切実な課題となっている。
2：原子力発電所の事故を例に出すまでもなく、一度コンビナートにおいて重大な事態が発生すると事業継続は極めて困難となり、関連する雇用にも全国的な影響が懸念される。こうした事態が起きないように事前の対応が緊要となっている。
3：コンビナートは企業や製品の壁を超えた地域の結合組織であり、防災においても面として備えを講じておかなければ、個々の事業者の対策が十分に生かし切れず、全体としての安全確保に綻びが生じかねない。
4：昨年の東日本大震災以降、様々な地震等の災害が想定されているが、課題の本質からみて中長期で取り組むべき性格が強い。一時的な対策・対応に終わるべきものではない。防災体制の強化は当該産業の基盤をより強固なものにすることにつながる。
5：一方で、防災、被害の最小化という観点からは必要度の高いものを優先的に実行する観点が不可欠と思われる。消火・救助活動等の緊急対応や物流確保またインフラ拠点の維持等、公共性の高い分野に関連した対策が当面の主題と考えられる。
6：国・自治体・企業には担う役割を明確にして関連する対策の円滑な実施を求めたい。前提としては「危機感の共有」がある。国民、住民の不安、心配に対し真摯に向かい合い、当事者として当面する対策、将来的な計画を明確にし、着実に実行していくことが肝要である。労働組合としても工場内、企業内そして地域において、このような取り組みを強めていく考えである。

7.3 国際法規制への対応・国際交流

【取組の概要】

日本労働組合総連合会の化学エネルギー構成組織である JEC 連合は、海外法規制の労働組合としての対策や、海外の労働組合の化学物質管理に関する取組等を視察する目的で、欧米との国際交流に積極的に取り組んでいる。その理由は EU 等の国際レベルでの制度や規制がデファクトスタンダードとしてわが国の産業活動を制約するものとなり、労働組合としても自らの雇用や労働条件に何らかの影響を予測し得るからである。

【取組の結果又は進捗状況】

JEC 連合は REACH が適用される以前から情報収集し、国内の労働組合としてどのように取り組む必要があるのか、どのような問題点があるのか等を調査してきた。2006 年の REACH 対応の際は、化学総連産業対策委員会、JEC 連合化学部会、並びに JEC 総研(JEC 連合の一部局)が連携して「化学・産業政策委員会」を組織し、海外(特に欧州、中でもドイツ)の視察に積極的に取り組んできた。

視察ごとに内容は異なり、現地の労働組合との情報交換にとどまらず、欧州の大手化学メーカーや日本メーカーの欧州拠点等の民間の労働組合との情報交換、拠点工場の現場視察等の活動を実施している。とくに、ドイツの鉱業・化学・エネルギー労組 (IG BCE) とは定期交流を、国際組織 (インダストリアル・グローバルユニオン : Industrial) を通して毎年実施している。

地球温暖化、労働安全衛生、化学物質管理等広汎な意見交流や政策調整を図っている。

リスクに基づく化学品管理の分野では日独両労組が連携できた分かりやすい事例ともなっている。

ヒアリング実施日 : 2014 年 10 月 23 日

